

# 平成30年度サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修 開催要項

## 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

## 2. 実施主体

島根県（実施機関：島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

## 3. 期日・定員・会場 ※日程・内容は日程表参照。

| 分野   |  | 期日               | 定員    | 会場               |
|------|--|------------------|-------|------------------|
| 共通講義 |  | 10月23日(火)        | 150名  | 朱鷺会館             |
| 分野別  | ①地域生活(知的・精神)<br>〈自立訓練(生活訓練)・共同生活援助・自立生活援助〉 | 11月1日(木)～2日(金)   | 50名程度 | 朱鷺会館             |
|      | ②地域生活(身体)<br>〈自立訓練(機能訓練)〉                  | 11月8日(木)～9日(金)   |       | 出雲合同庁舎<br>702会議室 |
|      | ③就労<br>〈就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援〉              | 11月21日(水)～22日(木) |       | 朱鷺会館             |
|      | ④児童(児童発達支援管理責任者研修)<br>〈障害児通所支援・障害児入所支援〉    | 11月29日(木)～30日(金) |       | 出雲合同庁舎<br>702会議室 |
|      | ⑤介護<br>〈生活介護・療養介護〉                         | 12月6日(木)～7日(金)   |       |                  |

※本研修は「共通講義＋分野別講義」の受講により修了となります。なお、過去本研修を修了された方は、共通講義の受講免除が可能です。但し今年度児童分野を受講希望で、平成23年度以前の修了者の方については、平成24年度に改正「児童福祉法」が施行されたことに伴い、共通講義の一部（科目「障害者総合支援法・児童福祉法とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割」）を補講する必要があります（詳細は日程表参照）。

## 4. 受講対象者

下記①～③を全て満たすもので、必要な全日程を受講できる者としてします。

①指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者に配置予定の者、または指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者に配置予定の者（暫定配置として現にサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事している者も含む）

②下記（ア）（イ）のいずれかに該当する者

（ア）「相談支援従事者初任者研修」修了者（「サービス管理責任者になるために必要な6科目」修了者を含む）

（イ）過去の「サービス管理責任者研修」「児童発達支援管理責任者研修」修了者※新たに他分野の受講を希望する方

③厚生労働省告示（※）に定めるサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サビ管等」という）として必要な実務経験年数（別紙参照）を、受講する各分野開始日時時点で満たす者（ただし本研修修了をもってサビ管等への配置が確定しており、配置予定日時時点で実務経験年数を満たす場合は、実務経験年数要件を満たしている者としてします）。

（例）H31.4事業開始予定、研修時点（H30.11）時点では実務経験を満たさないが、H31.3月末に実務経験を満たす場合等

（※）サービス管理責任者…「指定障害福祉サービスのサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号）」

児童発達支援管理責任者…「障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号）」

## 5. 申込方法・受講決定・受講料

- ① **平成30年9月25日(火)17時(必着)までに**、別紙「申込書」を郵送のうえ、お申し込みください（FAX 不可）。  
※期限を過ぎての受講申込は受け付けません。  
※サービス管理責任者研修と児童発達支援管理責任者研修では「申込書」の様式が異なりますのでご注意ください。  
※**申込できる分野は原則1人1分野です。複数の分野の申込をする方は「申込書」の理由欄に複数分野申し込み理由を明記してください。**
- ② 申込書と併せ、下記に従い各種証書の写しを添付してください。  
〔初めて本研修を受講される方〕  
**「相談支援従事者初任者研修」修了証書または受講証明書** ※本県における今年度の修了者は不要です。  
〔過去本研修修了者で今年度他の分野を受講希望の方〕  
**過去の「サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者」修了証書**  
※複数分野受講されている場合は、いずれか1つの分野で結構です。  
〔申込時点で障害福祉サービス事業所・施設に所属していない方〕  
**別紙「受講理由書」**
- ③ 受講を決定した場合、「受講決定通知」を送付します（10月上旬発送予定）。  
※定員を超える申込みがあった場合は申込書に記載された受講優先順位等を考慮して受講者を選考する場合があります。
- ④ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。入金期限は10月16日(火)です。期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料が発生する場合にはご負担ください）。
- ⑤ 受講料 共通講義／1人2,000円 ※児童分野受講の方で共通講義の一部のみ受講する方については無料です。  
分野別講義／1分野につき1人1,000円
- ⑥ 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、10月16日(火)午後5時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします（手数料は事業所負担）。

## 6. 修了証書の交付等

- ① 定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書が交付されます。
- ② 欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合（注1）、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。

注1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為  
②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワークに等において消極的な態度も含む）  
③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

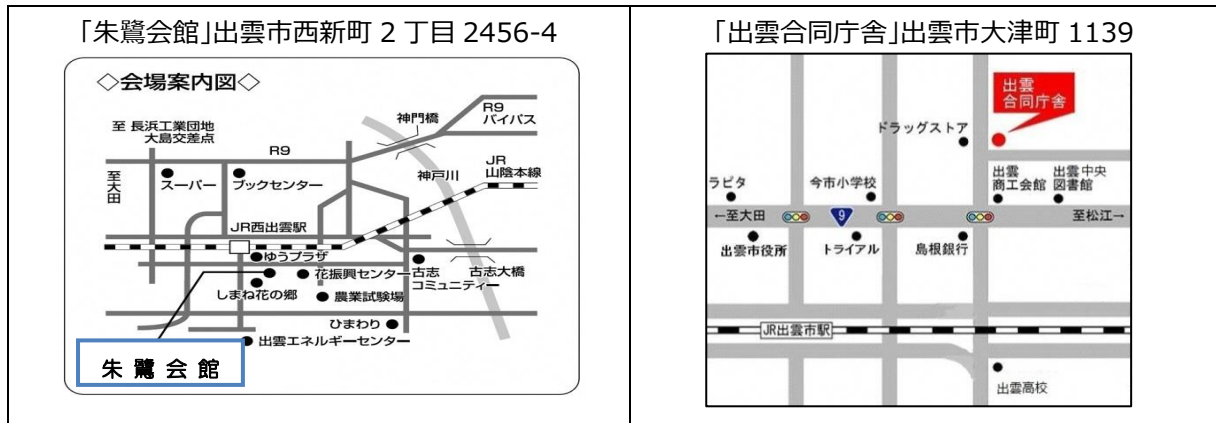
## 7. その他

- ① 研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- ② 昼食は500円（弁当のみ・税込み）で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。
- ③ 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- ④ 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ⑤ 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑥ 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号宛（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ⑦ インフルエンザ等健康状態により、受講をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑧ 車椅子席の用意等が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

## 8. 申込み・お問合せ先

- ① 資格・要件について 島根県健康福祉部障がい福祉課 担当/宇都宮 TEL 0852-22-5327
- ② 日時・会場等開催について  
社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）  
〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根 2F 担当/江角・西原  
TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

## 9. 会場案内



受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

### ◎ サービス管理責任者の配置が必要なサービス（該当分野別）

【地域生活（知的・精神）】自立訓練(生活訓練)・共同生活援助・自立生活援助

【地域生活（身体）】自立訓練(機能訓練)

【就労】就労移行支援・就労継続支援 A 型・B 型・就労定着支援

【介護】療養介護・生活介護

※居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者包括支援は該当しません。

### ◎ 児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

## 平成30年度 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修 日程表

●共通講義 10/23 (火) 朱鷺会館 (出雲市西新町 2 丁目 2456-4)

| 時間                | 科目   |
|-------------------|--|
| 8:50~9:10         | 受付   |
| 9:10~9:15         | 開会   |
| <u>9:15~11:15</u> | <u>「障害者総合支援法・児童福祉法とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割」</u> |
| 11:15~12:00       | 昼食休憩   |
| 12:00~13:30       | 「サービス提供のプロセスと管理」                                 |
| 13:40~15:10       | 「サービス提供者と関係機関の連携」                                |
| 15:20~16:30       | 「虐待防止法とサービス管理責任者の役割」                             |

※下線部…児童分野（児童発達支援管理責任者研修）受講者補講部分

●分野別 ・【地域生活（身体）】 【介護】 【就労】 - 出雲合同庁舎（出雲市大津町 1139）  
 ・【地域生活(知的・精神)】 【児童】 - 朱鷺会館（出雲市西新町 2 丁目 2456-4）

| 【地域生活(知的・精神)】       | 時間           | 科目  |
|---------------------|--------------|---|
| 11/1 (木)~2(金)       | 8:45~ 8:55   | 受付  |
| 【地域生活（身体）】          | 8:55~ 9:00   | 開会  |
| 11/8(木)~9(金)        | 9:00~17:00   | ・アセスメントとサービス提供の基本姿勢<br>・サービス提供プロセスの管理の実際<br>・事例研究<br>・サービス内容のチェックとマネジメントの実際 |
| 【就労】 11/21(水)~22(木) | ※約 1 時間昼食休憩有 |   |
| 【児童】 11/29(木)~30(金) | 9:00~16:00   | ・事例研究<br>・サービス内容のチェックとマネジメントの実際   |
| 【介護】 12/6(木)~7(金)   | ※約 1 時間昼食休憩有 |   |

※本研修は「共通講義 + 分野別講義」の受講により修了となります。なお、過去本研修を修了された方は、共通講義の受講免除が可能です。

※但し今年度児童分野を受講される方で、平成 23 年度以前の修了者の方については、平成 24 年度に改正「児童福祉法」が施行されたことに伴い、共通講義の一部（科目「障害者総合支援法・児童福祉法とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割」）を補講する必要があります。

※時間配分はあくまで予定です。変更の可能性がありますのであらかじめご承知おきください。